

第1回訪問理美容サービスガイドライン作成委員会 議事録

1. 出席者（敬称略）

委員長：	株式会社ミライプロジェクト 代表取締役 山際 聡	1名
委員：	株式会社高齢者住宅新聞社 代表取締役社長 網谷 敏数 NOTICE 主宰 メイクアップセラピスト 大平 智祉緒 公益社団法人全国老人福祉施設協議会 副会長 大山 知子 一般社団法人全国介護事業者連盟 事務局 鶴村 剛（理事長 斉藤 正行 代理） 株式会社オークボ 代表取締役社長 須山 裕二 つつみ病理診断科クリニック 院長 堤 寛 公益社団法人全国有料老人ホーム協会 理事長 中澤 俊勝 株式会社 un. 代表取締役社長 湯浅 一也	8名
事務局：	株式会社ミライプロジェクト 大倉 武彦 株式会社ミライプロジェクト 大井川 匠	2名
合計：		11名

2. 日時

2020年12月16日（水） 13:30～15:00

3. 場所

株式会社ミライプロジェクト 会議室（東京都渋谷区神宮前1-15-15 タガミ神宮前ビル2階）
Zoomにて実施

4. 議題

No	議題
1	委員長挨拶
2	委員紹介
3	令和2年度ヘルスケアサービス社会実装事業費補助金 ヘルスケアサービス品質評価構築支援事業（業界自主ガイドライン等策定支援）補助事業について
4	「訪問理美容サービス提供事業者に対するガイドライン」について
5	実施体制・スケジュールについて
6	感染症対策項目の協議
7	その他

5. 配付資料

資料1	議事次第
資料2	訪問理美容サービスガイドライン作成委員会 委員名簿
資料3	第1回 訪問理美容サービスガイドライン作成委員会 説明資料
資料4	感染症対策項目案

6. 議事

1 委員長挨拶

- 委員長より、ご参加のお礼や本日の流れの説明を含め、ご挨拶を行った。

2 委員紹介

- ご参加の委員メンバーの方々から一言ずつご挨拶いただいた。

3 令和2年度ヘルスケアサービス社会実装事業費補助金ヘルスケアサービス品質評価構築支援事業（業界自主ガイドライン等策定支援）補助事業について

- 資料3、P6～8にて、本補助事業について説明した。

4 「訪問理美容サービス提供事業者に対するガイドライン」について

- 資料3、P9～24にて、本ガイドラインについて説明した。要旨は以下。
 - 以下の課題が認識されていた。
 - ◇ 理美容の資格基準や衛生管理容量以外のガイドラインが存在していない。
 - ◇ 基本、来店型のサービス形態のため、訪問時の留意すべき点や高齢者の理解が不足している。
 - それを受け、自社だけでなく関係者を巻き込んだ議論と合意をベースに、令和元年度、ガイドラインのひな形を策定した。
 - 策定したガイドラインを全国に広げていく計画であったが、新型コロナの影響を受け、様子見の状況となった。
 - 昨今の状況を鑑み、ガイドラインに以下2つのメニューを拡充していきたい。
 - ◇ 感染症ガイドラインの追加
 - ◇ ケアビューティーサービスへの範囲拡大
 - ガイドラインは事業者認定や資格制度等の基準文書として活用していきたい。
 - 課題の解決に向け、以下のステップで進めていく。
 - ◇ 「訪問理美容サービスのガイドライン」を策定
 - ◇ 同ガイドラインの普及を実施
 - ◇ 利用者・仲介者にとって適切な訪問理美容サービス事業者の合理的な選択を促す
 - ◇ 利用者のQOLの向上に寄与し、生きがいに満ちた社会の構築を実現

5 実施体制・スケジュールについて

- 資料3、P25～27にて、実施体制およびスケジュールについて説明した。
 - 委員会を3回開催。
 - ◇ 2020年12月16日(水)
 - ◇ 2021年1月14日(木)

◇ 2021年2月9日(火)

- 委員会を通し、2021年2月末までにガイドラインを完成させる。
- 普及展開として、ガイドライン完成までに販促物の制作を完了させる。

6 感染症対策項目の協議

■ 資料4を説明。それをもとに、委員の方々に以下のご意見をいただいた。

- 個人宅への訪問では、流しやトイレを使用させてもらえないことも多い。そのため訪問者は消毒グッズを携帯する必要がある。
- 履物（スリッパなど）の消毒は不要。普段触らないところを触る可能性が出るので、かえってよくない。それよりも、入れやすい袋を使用するなど、運び方への注意が重要。
- 電車のつり革や手すりを触ったときには、その都度携帯しているアルコールで消毒する必要がある。特に綺麗な場所ほど、多くの人に触るので危険。人間はどうしても顔を頻繁に触ってしまうので、可能なら顔を洗うことが重要。
- ゴム手袋だけではなく防護服が必要なこともあるので追記が必要。
- 訪問事業者は、検温の記録をまとめておくとよい。その表を施設に提示することで安心感を持っていただくことができる。
- ご利用者様のコロナ感染の疑いについて、事前または当日に言われることがある。それに対する具体的な対応についても明記したほうが良い。
- 訪問事業者に濃厚接触者が発生した場合にそなえ、施設様への報告フローもより詳しく明記したほうが良い。
- 施設側では現状、ボランティアの受け入れは髪を切るなどの最低限度のものみにしている。
- 訪問者が毎日の検温表を提示してくれるのは施設型としてもとてもありがたい。施設訪問日は自宅で検温、施設玄関で再度検温および手指消毒を行ってもらっている。
- 防護服は感染してからは必要だが、普段はゴム手袋などで十分だと思う。
- 施術時は、特定の部屋を提供し、そこだけで完結するようにしている。状況によってはオープンな環境で施術を行っている施設もあるが、危険だと思う。コロナ第三派に備え、緊急事態宣言と同様の対応を、ご家族含めて行ってもらっている施設もある。
- 本ガイドラインは具体的な対策になるというエビデンスも用意したうえで「ここまでできていれば大丈夫」というものにしたい。それによって必要以上に恐れる必要がない状態にしたいし、順守している事業者を選定して受け入れていきたい。
- メイク時の顔、ネイル時の指などは、最も病原体がついている可能性が高い場所。一処置一洗いが理想。実際にはかなり難しい課題ではあるが、意識して行動することが大切。
- 「体温が37.5度」という表記はかえって危険な可能性がある。微熱は人によって異なるので、平熱+0.5度という表記にするなど、工夫が必要。
- 施術時、手袋はできればしたくないだろうが、可能な限りしたほうがよい。ど

のタイミングで使用するかは現場の状況を踏まえて決めるのが良い。

- エプロンは袖なしがよい。袖までであると邪魔になるため。
 - 換気は1時間に1回では足りない。本来は1時間に10回ほど、空気を入れ替える必要がある。また「1回」という表現は曖昧なので、10分間、など具体的にするとよい。
 - 手洗いや消毒の正しい方法を改めて周知する必要がある。手洗いでは指先や指の間を意識する人が増えたものの、親指の根本は洗いにくく、洗い残しが出やすい。また、アルコール消毒薬はノズルを一番下まで押すと30cc出ようになっており、手にあふれるほどだが、その量が必要。軽くアルコールに触れる程度では効果が低い。
 - 美容業界でも、コロナに対する温度差が、個人や地域によって存在している。手指消毒やマスクは業界で徹底できていると思うが、道具の消毒は徹底できていない。自粛が解除になってからも、複数スタッフがいるサロンでは、椅子と椅子との間隔を広げるといったような調整を行っているところは多い。
 - まずはスタンダードプリコーションが大切だが、わかってない人も多い。現場では、一施術一洗い、顔を触らない、手洗い時は流水で30秒以上、を徹底している。マスクに触るのも危険なので、マスクのズレたときも直さない。触るとしても内側から触るようにしている。エプロンの着脱も、表面には汚れがあるので、裏側から触るようにしている。
 - 学生の看護実習を行う際は、サージカルマスクでないとNGになっている。ポリウレタン等は信じていない。マスクをしていればよい、というわけではないと思われる。
 - 施設でも感染症対策を行っている。施設側が訪問者を受け入れる際のガイドラインや対策マニュアルがあれば、それも事前に確認しておいてもらうのがよさそう。また、発症してしまった時の対応マニュアルがあると安心。
 - 何のための感染症対策なのか、今一度考える必要がある。ガイドラインは施設に見せる・示すものになると思うが、施設はコロナで業務が格段に増えている。新しいこと、手間のかかることはできる限り増やしたくない。そのくらい業務量が増えている。訪問美容の良さは施設でも理解してくれているが、彼らの負担にならないよう、施設に対してわかりやすく示すものであってほしい。
 - 感染者や濃厚接触者がいる施設も増えてくると思うので、その場合の対応もガイドラインに示していく必要がある。そこまで施設に示すことができるのは、大きなポイントになる。
- 続いて、委員の方々に以下の質問をいただき、事務局から回答した。
- 前回の会議で話に出ていた資格制度は今後どのように進めていくのか。
 - ◇ ガイドラインを順守している事業者の認定と並行して進めていく。前回は、進めていこうというタイミングでコロナショックになってしまった。感染症の項目を入れないまま進めるわけにはいかないなので、日本規格協会様からのアドバイスもいただき、更新をしてから進めようと考えている。
(事務局)
 - 一連の箇条書きだけでなく、見てすぐわかるような画像を追加してはどうか。

- ◇ ご指摘の通り、ガイドラインそのものが文章だと読み込むのが大変なので、視認性の高いものを作成していく必要があると考えている。（事務局）

7 その他

- 広報について
 - 本委員会の開催について、公式 HP や SNS 等で紹介させていただく。
 - メディアへのニュース掲載も予定している。

以上